

| 平成27年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第5号） | | | | | | |
|---|------------------------|---------------------|-------|------------|--------|-------|
| 招集年月日 | 平成27年6月9日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 平成27年6月15日 午前10時00分 | | | 議長 | 橋爪和彦 |
| | 散会 | 平成27年6月15日 午後2時52分 | | | 議長 | 橋爪和彦 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 加賀山 瑞津子 | ○ | 9 | 永井英治 | ○ |
| | 2 | 橋本 誠 | ○ | 10 | 皆越てる子 | ○ |
| | 3 | 久保尚人 | ○ | 11 | 小見田 和行 | ○ |
| | 4 | 小出高明 | ○ | 12 | 奥田公人 | ○ |
| | 5 | 森岡 勉 | ○ | 13 | 田原健一 | ○ |
| | 6 | 徳永正道 | ○ | 14 | 溝口峰男 | ○ |
| | 7 | 豊永喜一 | ○ | 15 | 久保田 久男 | ○ |
| | 8 | 山口和幸 | ○ | 16 | 橋爪和彦 | ○ |
| 議事録署名議員 | 6番 徳永 正道 7番 豊永 喜一 | | | | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一 | | | | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 愛甲 一典 | ○ | 教育長 | 中村 富人 | ○ |
| | 副町長 | 小松 英一 | ○ | 教育課長 | 甲斐 龍馬 | ○ |
| | 総務課長 | 小谷 節雄 | ○ | 会計 管理者 | 上 洩 幸一 | ○ |
| | 企画財政 課長 | 神田 利久 | ○ | 福祉課長 | 小見田 文男 | ○ |
| | 町民課長 | 宮原 恵美子 | ○ | 商工観光 課長 | 恒松 倉基 | ○ |
| | 税務課長 | 豊永 憲二 | ○ | 保健環境 課長 | 岡部 和平 | ○ |
| | 農林振興 課長 | 片山 守 | ○ | 建設課長 | 石塚 保典 | ○ |
| | 農業委員会 事務局長 | 大林 弘幸 | ○ | 上下水道 課長 | 深水 光伸 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第5号）

| | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 3号 | あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 球磨郡公立多良木病院企業団規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成27年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 報告第 7号 | 平成26年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について |
| 日程第12 | 報告第 8号 | 平成26年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第 9号 | 平成26年度繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について |
| 日程第14 | 報告第10号 | 平成26年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について |
| 日程第15 | 同意第 1号 | あさぎり町監査委員の選任同意について |
| 日程第16 | 同意第 2号 | あさぎり町教育委員の任命同意について |
| 日程第17 | 同意第 3号 | あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第18 | 同意第 4号 | あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第19 | 同意第 5号 | あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第20 | 同意第 6号 | あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第21 | 同意第 7号 | あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第22 | | 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 3号 | あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 球磨郡公立多良木病院企業団規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成27年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 報告第 7号 | 平成26年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について |
| 日程第12 | 報告第 8号 | 平成26年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第 9号 | 平成26年度繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について |

て

- 日程第14 報告第10号 平成26年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
- 日程第15 同意第1号 あさぎり町監査委員の選任同意について
- 日程第16 同意第2号 あさぎり町教育委員の任命同意について
- 日程第17 同意第3号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第18 同意第4号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 同意第5号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第20 同意第6号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第21 同意第7号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第22 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

午前10時00分 開議

●議会議務局長（坂本 健一郎君） 起立、礼。おはようございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第3号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第1、議案第3号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第3号を提案いたします。あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。提案理由でございます。介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、所得の低い第1号保険者の介護保険料を減額するため、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めため提出する。これが提案でございます。詳細につきましては、担当課より説明申し上げますので、どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） では、議案第3号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。まず概要について説明申し上げます。改正理由でございますけれども、先ほど提案理由にもございましたとおり、介護保険施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料を減額するため、あさぎり町介護保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますけれども、低所得者の保険料の軽減を強化するというところでございます。この財源は消費税を財源として充てるということになっております。第1号被保険者のうち、これ9段階ありますけれども、特に所得の低い第1段階について、保険料の率を改正するものでございます。改正前におきまして、第1段階におきましては、負担割合が基準額の0.5%、基準額は6,100円でございますけれども、年額にしまして3万6,600円。これは3月の条例改正のとき申し上げますけれども、第1段階におきましては3万6,600円を今後改正後におきまして、負担割合、基準額の0.45に改正するものでございまして、年額3万2,940円になるものでございます。新旧対照表をお願いします。今説明しました改正内容でございますけれども、条文的には第2条に次の1項を加えるもので、第2項前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、

3万2,940円とするものでございます。1ページの附則でございますけれども、施行期日は、1、この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）としまして、第2項としまして、改正後のあさぎり町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しないということになっております。以上で、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくお願ひします

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、議案第4号、あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第4号を提案いたします。あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。提案理由でございます。様式の変更に迅速に対応するため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。読み上げさせていただきます。あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例。あさぎり町鍼灸治療費支給条例（平成15年あさぎり町条例第113号）の一部を次のように改正する。第4条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第2項中「（様式第2号）」を削る。様式第1号及び様式第2号を次のように改める。様式第1号及び様式第2号、削除。附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。鍼灸治療費支給条例支給については、現在総合窓口化とあわせまして、システムの更新を検討しているところでございます。交付申請書とそれから鍼灸受療券の様式を条例で定めておりますけれども、システム更新等に伴う様式の変更に迅速に対応するため、条例から様式を削除して、詳細な手続等を規定する要綱に規定するための条例改正でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第3、議案第5号、あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第5号を提案いたします。あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。提案理由でございます。トレーラーハウスの老朽化による入れ替えに伴い施設使用料を改定するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、審議の上可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 商工観光課長。

●商工観光課長(恒松 倉基君) トレーラーハウスの老朽化に伴い、入れ替えることを当初予算で議決いただいております。このため、その準備をしておるところでございますが、それに伴いまして新しくなる分のトレーラーハウスにつきましては、料金の改定をお願いしたいというものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。1番裏になるかと思えます。1番最下段のトレーラーハウスというところをご覧くださいますと、1泊(1台)3人までということで、1万800円でございますが、これを1泊(1台)4人までで、1万6,200円にするものでございます。それに伴いまして、今回色んな料金等を明確にするために改定をお願いする分でございますが、上から2段目のフリーサイト、これが1泊というようなことで、金額については1,620円でございますが、金額の変更はございませんが、区分のところ1泊(1区画)というようなことで、お願いをするものでございます。それからその下、バーベキューにつきましては1回というようなことで1,620円でございますが、これも料金の変更はございません。ただ区分のところ1回(1テーブル)というようなことで、限定をさせていただくものでございます。この理由につきましては、利用者の方から1泊2区画分使ってもいいんじゃないかとかいうような、その下のバーベキュー一台につきましても、2テーブル使っって1回だからというような、申し出があるというようなことから、この部分を明確にするものでございます。以上、3点につきまして、改正をお願いするものでございます。以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑ありませんか。6番、徳永議員。

○議員(6番 徳永 正道君) 老朽化に伴う入れ替えということでございますが、古いやつ、7月1日から施行としてありますが、管理者に問い合わせをしたところ、7月の16・7日まで、間に合うか間に合わないかわからないと、1台は何とか間に合うかもしれないけど、あと1台がどうしても間に合わないかもしれないということだったので、その時には旧料金を適用されるということですかね。

◎議長(橋爪 和彦君) 商工観光課長。

●商工観光課長(恒松 倉基君) この条例の中の第11条第2項の中に、利用料金の額は別表に定める額を上限とし、指定管理者が町長の承認を得て定める額とするというような条文がございます。これを利用して、若干導入までに時間のずれがある1台は、7月の頭にはどうにか入るだろうというようなことでございますが、それ以降、段階的に入れていくというようなことになろうかと思えます。その場合には、さっき言いました11条第2項を利用して、旧料金を適用するというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。4番、小出議員。

○議員（4番 小出 高明君） 4番、小出です。今回のトレーラーハウスの入れ替えということで、既存のトレーラーハウスの下取りとして出されるのか、処分の仕方をお尋ねいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） これは多分、公用車も同じだと思いますが、やり方としましては、あくまでも下取りというような形じゃなくて、その物品を売買するというようなことで、財産収入として上がってくるというようなことで理解しております。そのために、一たんその物につきましては、売買するというような形になろうかと思えます。下取りというような考え方では、今のところ行わないということで、考えておるところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 4番、小出議員。

○議員（4番 小出 高明君） ということは、公募による入札ということですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 公的機関というか、町の方のやり方といたしましては、公平な町民の方に、公平な対応するというのであれば、そちらのほうで行うべきだというふうに今のところ考えておりますが、この辺につきましては今から、財産管理のほうとちょっと御相談いたしまして進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、議案第6号球磨郡公立多良木病院企業団規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第6号を提案いたします。球磨郡公立多良木病院企業団規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、球磨郡公立多良木病院企業団規約（昭和30年熊本県指令地第537号）の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するためには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由である。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、審議の上可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 球磨郡公立多良木病院企業団規約の一部変更について、御説明申し上げます。朗読させていただきます。球磨郡公立多良木病院企業団規約の一部を変更する規約。球磨郡公立多良木病院企業団規約（昭和30年熊本県指令台537号）の一部を次のとおり変更する。第3条中第7号を第8

号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。3号、訪問看護ステーションの設置及び管理運営。附則といたしまして、この規約は、知事の許可の日から施行する、となっております。開けていただいて、新旧対照表ですけれども、共同処理する事務に第3号といたしまして、訪問看護ステーションの設置及び管理運営を加えるものでございます。現在、公立多良木病院では、訪問看護ステーションをみなしという形で実施しております。これを知事の許可を受けてからでございますけれども、本年10月から正式に稼働させるための規約の一部変更でございます。これによって正式稼働ということで、利用できる方の対象者が増えるということと、サービスの充実を図ることができるということでございます。よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第5、議案第7号、平成27年度あさぎり町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第7号を提案いたします。平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）平成27年度あさぎり町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,565万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,242万4,000円とする。以下、詳細につきましては、それぞれ担当課長ごとに説明申し上げますので、審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。1ページをお開けいただきたいと思ひます。第2項から読ませていただきたいと思ひます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。（地方債の補正）第3条 地方債の変更は「第3表地方債補正」による。5ページをお開けいただきたいと思ひます。第2表 債務負担行為です。新地方公会計統一基準移行等支援業務委託料、28年度から28年度まで、限度額として650万となっております。これについては、当初予算として653万1,000円組んで、固定資産台帳整備をすることで、固定資産台帳システム導入をするということで、27年度なっておりますけれども、この事業は固定資産台帳整備等公共施設等総合管理計画策定ということになっておりまして、公共施設等総合管理計画策定の平成27年度から行うということになりましたので、債務負担行為を設定するものです。次に6ページをお開けいただきたいと思ひます。第3表 地方債補正、道路整備事業、これについては780万増額するもので、限度額として1億9,490万となっております。合併特

例債を充てる予定であります。消防施設整備事業、これは600万円の増となっております、限度額が1,880万、これについては過疎債を充当するようにしております。それから学校施設整備事業、これは新設ですけれども4,310万円です。内容としましては、岡原小学校プールの改修工事1,140万これは合併特例債です。それから中学校普通教室棟屋根改修工事、これは3,170万で過疎債を充当することにしてあります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じ条件になっております。続きまして、企画財政課所管分御説明したいと思います。9ページをお開けいただきたいと思いますが、まず最初に歳入ですが、上段の地方交付税、普通交付税1億2,505万5,000円。今回の補正の財源として、1億2,505万5,000円を充てております。当初と今回の補正の合計ですが、49億3,852万7,000円となっております。それから次に10ページをお願いしたいと思います。2段目ですが、目2指定寄附金、ふるさと寄附金600万円の補正となっております。今現在ふるさと納付金額ですが、これ6月8日現在の状況ですが、487万2,000円。件数で327件の寄附をいただいております。当初300万を計上してはいましたが、寄附が多くなってきておりますので、若干補正をさせていただきたいということで600万、今現在の倍程度の金額を補正させていただいております。それから一番下の町債について、土木債、消防債、教育債、これについては、先ほど地方債の補正のところの説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。次に歳出の部です。13ページをお開けいただきたいと思いますが、目7企画振興費の中の節19負担金補助及び交付金、スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金177万8,000円です。これについては、今年度から用地取得が始まるということで、職員が不足するというふうな理由から、錦町から派遣職員として1人、それから人吉の職員、再任用で1人を充足するというふうなことで、177万8,000円の補正が出ております。それから次に、目8電子計算費の中の節14使用料及び賃借料、電算機器使用料36万6,000円、それから備品購入費12万5,000円、これについては総合窓口の関係がございまして、今現在総合窓口で電算機器を置いて事務に当たっておりますが、電算機器が不足している状況ですので、7台分をリースして、そして総合窓口の手続を充実させるというふうなことにしております。それから備品購入費の方は、窓口に来られた住民の方から職員の端末機が見える場合がございます。それで、その目隠しのためにフィルターを購入しまして、それで電算が見えないようにするというふうなことで、個数が17となっております。それから目14基金費、節25積立金ですが、ふるさと基金積立金、これは先ほど歳入の方で説明いたしましたもので、600万を積立金として計上しております。それからふるさと寄附対策費、これは寄附金が増加することに伴いますので、その寄附のお礼品、それから節13委託料で、ふるさと寄附代理納付システム委託料、1万1,000円、それからふるさと寄附特産品発送業務委託料54万円を補正しておりますけれども、いずれもこれは、ふるさと寄附が増加するための経費として、ここに計上しておるところです。ふるさと寄附お礼品については、寄附の大体4割程度をお返すようにしておりますが、発送とかで、若干経費がかかるために、若干多めの経費を補正しております。それからふるさと寄附代理納付システム委託料は、クレジットの決済の委託料というふうになっております。それから、ふるさと寄附特産品発送業務、これについては業務委託しておりますので、その手数料ということで、計上させていただいております。それから目18地方創生費、節3職員手当等、時間外勤務手当として13万2,000円計上しておりますが、これについては、今現在職員による地方創生のための地方版総合戦略の政策検討をブレインストーミングで行っておりますが、場合によっては時間外にする場合も出てきますので、そういったことで、時間外として計上させていただいております。それから節8報償費、総合戦略推進会議謝金として6万9,000円計上しております。今回の地方版総合戦略を策定するに当たりまして、住民及び産官学勤と言われる分野から、色々な意見を聞きなさいというふうなことになっておりますけれども、そういうことで、あさぎり町も、あさぎり町まち・ひと・仕事づくり推進会議というのを設置いた

しまして、策定をしていくこととなりますけれども、そのために、まちづくり審議会の委員さんと、それからそれに附則する報道関係、それから金融関係の方についてを補う必要がありますので、そういうことでこの報償費として、そういう関係の方に入らせていただくための経費として、謝金を組んでおります。以上、企画財政課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 続きまして、総務課分の説明をさせていただきます。12ページ歳出でございます。款1議会費でございますが、まず節2、3、給料、職員手当等が上がっておりますが、今回の補正予算、一般会計あるいは特別会計も含めてでございますが、この人件費関係、節2、3各項目に上がってまいります、この分につきましては、4月の人事異動がありました関係で、当初予算に計上いたしておりました、それぞれの人件費を、今回それぞれ各目に入れ替えをしております。ということで、トータル的には後ほどまた詳細説明いたしますが、総額としては基本変わらない。各費目の入れ替え、あるいは特別会計との入れ替え等もございますので、この人件費、節2、3につきましては、そういったことで現状に合わせたということで、御理解をいただければと思っています。議会費の節18備品購入費でございますが、これは本会議場もございますが、会議録システムの中で、マイク等の備品がございますが、本庁舎でございます備品のマイクにつきまして、議会以外の色んな会議に活用させていただいておりますが、若干不足しております関係で、マイク関係をそのソフトを含めまして4セットと申しますか、4個ほど増設をさせていただきたい。そして農業委員会の総会等も有効に活用させていただきたいということで、今の管理が議会事務局になっておりますので、この議会費の中で計上させていただいております。款2総務費でございますが、一般管理費につきましては、先ほどのということでございますが、この節2、3につきましては、それぞれ説明を割愛させていただきます。目6財産管理費でございます。節11需用費、修繕料となっております。これは旧岡中の水道の漏水、これはもう数カ月前から漏水ということであっておりまして、現在必要ないとは閉めて、閉栓をして対応しておりましたが、カ所が確定いたしましたのでその修繕を行って、今後の対応をするということでございます。節13委託料でございます。測量委託料というふうになっておりますが、元の公営住宅の並木元団地の跡地につきまして、現在の普通財産に移管しておりますけれども、今後公募等によりますところの売却に向けまして、今回測量等を行いまして、その準備に着手するものでございます。測量委託料でございます。それから、ちょっと飛んでいただきまして20ページでございます。款8消防費の中で、目3消防施設費でございます。節19負担金補助及び交付金、消火栓撤去負担金、これは川北地区で既に新しく消火栓等の設置替えをしておりますが、旧古い消火栓が残っております。これも既に使用してない、邪魔になるというか、危ないということで、今回撤去をするものでございます。21基分でございます。それと消火栓設置負担金、これは新しく免田地区内で、上水道の改修等を行います時に合わせまして、消火栓を設置するものでございまして、これは一応10基を想定いたしております。負担金という形で60万の10基を想定いたします。財源につきましては、先ほどありました地方債を予定をしているものでございます。それから23ページ以下、給与費明細書がついております。23ページ、特別職につきましては、今回補正ございません。24ページ以下、一般職でございますけれども、これ先ほど触れました主に今回、人事異動に伴いますところの異動分で、こういった数字が出てまいります。数字として、例えば24ページの総括表の中の比較で、519万増という形に、比較表でなってるかと思いますが、これは主に特別会計との入れ替えで、1名一般会計の方が当初予算比較でございますが、特別会計から一般会計に給与の支払い対象としては移動してきております関係で増えておりますが、繰り返してございますが、総額では増額になっているものでございませぬ。ということで御理解をいただきたいと思っております。25ページの明細につきましても同様にご覧いただきたいんですが、1点だけ、25ページの給料の中の、昇給に伴う増減分15万というものでございま

すが、この分につきましては、先ほど異動とは別に、4月1日付けで、課長補佐昇格というのがありますので、その分につきましては、これは増額を総計、増額をいたしております。これは当初予算で想定をしてなかった分ということで、増額を今回したものでございます。以上、総務課分でございます。よろしくお願ひします。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) 福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。15ページをお願いいたします。15ページの最下段でございますけれども、款3民生費の項4災害救助費、目1災害救助費、150万を補正予算を計上しております。これは主に、火災で被災された方への見舞金でございますけれども、毎年1件分を計上しております。火災等が発生した場合には、一般会計の予備費より充用しております。その観点で、事務の迅速化を図るために、今回住宅の全壊それから全焼した場合の30万円の5件分を計上させていただきます。ちなみに平成25年度におきましては、火災等が5件、115万円見舞金として支出しております。それから26年度におきましては6件、170万、見舞金としております。事務の迅速化を図るために、5件分を計上させていただきます。できれば火災がないのが1番ですけれども、そういう観点で補正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長(橋爪 和彦君) 保健環境課長。

●保健環境課長(岡部 和平君) 保健環境課所管の分について御説明申し上げます。9ページの方お開き下さい。下の段ですけれども、款15県支出金、目3衛生費県補助金、節6風しん予防接種助成事業補助金2万5,000円の補正でございますけれども、熊本県が実施いたします風しんの抗体検査によって、予防接種が必要とされた方の接種費用を町が助成した場合に、町の助成額の2分の1を熊本県が補助するものでございます。26年度新規事業として、熊本県が実施したものでございますけれども、27年度も引き続き実施するというので、補正計上させていただきました。次に16ページをお願いいたします。歳出でございますが、款4衛生費、目1保健衛生総務費は人件費でございますので、説明を割愛させていただきます。目3、環境保全費でございます。節13委託料9万1千400円の補正でございますが、蛍光灯などの有害ごみの収集運搬業務にかかる、ごみ収集業務委託料2万6,000円と、本格実施を考へております事業系生ごみに係る収集運搬業務委託料6万4千800円の補正でございます。平成26年度においては、資源有価物回収と有害ごみ回収を球磨衛生公社に委託しておりましたけれども、27年度から資源有価物の回収を町内の業者に委託することとした際に、有害ごみの回収業務が抜け落ちてしまいましたので、今回補正させていただき、業務委託するものでございます。内容は四半期ごとに年4回の改修と、それからクリーンプラザへの年2回の搬入の経費を計上させていただいております。それから事業系生ごみの収集運搬については、昨年10月から飲食店等に協力をお願いして、試験的に実施しておりましたけれども、毎月一定量確保できる見込みとなりましたことから、本格実施するというので収集運搬分を業務委託として、補正計上させていただくものでございます。それから目6予防接種事業費、節20扶助費、風しん予防接種助成金5万円の補正でございます。歳入で申し上げますけれども、風しん予防接種が必要とされ接種された方に対して、費用の3分の2を町が助成するものでございます。平成26年度の実績をもとに、対象者を10名として、計上させていただいているところです。以上、保健環境課所管の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) それでは、農林振興課分の補正予算の説明をいたします。歳入からとなります。9ページをお願いいたします。目1農林水産事業費分担金の町営土地改良事業受益者分担金でございますけれども、これにつきましては、平成26年度で実施しました、暗渠排水工事の受益者分担金の分割払い

分の収入でございます。自己負担金の受益者分担金が高額となったために、分割払いを選択された農家13名分の分担金でございます。下から2行目、目4農林水産事業費県補助金の節1農業費補助金の多面的機能支払制度推進費補助金でございますが、電算データの移行に伴う委託料への事務費補助金でございます。自給飼料増産総合対策推進事業補助金につきましては、農事組合法人みらいと、日ノ出放牧利用組合が実施する事業に対する2分の1の補助金となります。節2林業費補助金でございますが、造林事業補助金につきまして、当初予算では補助金を2,674万9,000円ということで計上しておりましたが、県からの内示額が2,270万1,000円、15%の減額となりましたので、404万8,000円を減額するものでございます。間伐等森林整備促進対策事業補助金につきましては、県が行う平成26年度補正の経済対策による本年度限定の事業となりますけれども、35年生以下の保育間伐を行い、通常は切り捨て間伐となるところは、出荷するというので、バイオマス等で活用しようとするものでございます。73万円を計上しております。面積につきましては本年度計画している造林事業の中で、4.2ヘクタール程度を計画していきたいと考えておりますので、歳出の造林委託料の計上はないところでございます。次のページをお願いいたします。目1財産貸付収入の、節3その他普通財産貸付収入の物品貸付収入でございますが、平成27年度から山林監視員、作業業務につきまして、森林組合に委託しておりますが、併せて森林組合へその時の車両や備品等を貸し付けておまして、その貸付収入となります。次に歳出をお願いいたします。17ページでございます。目4農業振興費の節19自給飼料増産総合対策推進事業補助金につきましては、農事組合法人みらいと、日ノ出放牧利用組合が実施する、先進地研修やラップフィルム放牧資材の購入等への、県からの2分の1のトンネル補助金でございます。節23償還金利子及び割引料でございますが、青年就農給付金の経営開始型事業補助金の返還金150万円でございます。昨年度末に1件辞退がございまして、平成26年度の後期分と繰越事業として計上しました平成27年度の前期分につきまして、前年度で就農しております補助金の返還分ということとなります。目11農業施設管理費の節11修繕料でございますが、須恵諏訪原農村公園のトイレにつきまして、トイレ周りを木々の根っこが、トイレの配管へ進入しておまして、パイプが詰まった状態となっており、使えない状態ということでございます。このためトイレのタイプにつきまして、コンクリートで巻くということで、侵入を防ぐ修繕を行うものでございます。節18備品購入費でございます。有機センターのダンプにつきまして、平成6年度建設当時に2台導入されておりますが、経年経過により老朽化が激しくなっておりますので、1台ずつ順次更新するという計画にしまして、今回1台分を計上したものでございます。次に、目12畜産事業費の節19負担金補助及び交付金の、畜産振興事業補助金220万円でございます。一つは肥育素牛導入助成金でございますが、現行では2万円を10頭分として支出しているところでございますけれども、肥育農家が町内の肥育素牛を高く買うことで、繁殖農家への助けにもなるというものでございますので、現在の10頭から20頭へ補助を積み増すものでございます。120万円となります。2番目に繁殖牛保留補助金として繁殖農家におきまして、現在子牛が高いということで、繁殖農家がなかなか導入ができないということで、導入をしない農家については、保留して優良牛を残す取り組みということの方がいいのかなということで、1頭当たり5万円の補助をするものでございます。目16多面的機能支払制度事業費の、節13委託料の多面的機能対象農地データ移行委託料、45万4,000円でございますが、多面的機能支払制度の対象農地の管理につきましては、現行のシステムから農業委員会で管理してる農家台帳のシステムへ、データ移行をお願いして、農家台帳のシステムで一元管理をしている経費でございまして、事務費補助金の方から財源は出るものでございます。次に林業費でございます。目1林業総務費でございますが、緑の少年団助成金の増額でございます。須恵小学校におきまして、新規に緑の少年団の形成がありましたので、町の助成金を計上するものでございます。3年生から6年生までの37人が団員と聞いております。活動に必要な団旗、帽子、スカーフ等は県から支給される予定でございます。目3

公有林整備事業費の需用費と、原材料費につきましては、本年度の植樹祭を実施する経費として、計上したところでございます。一応100名程度で、秋の方に岡原、諏訪神社周りにつきましてつつじ等の低木を植栽したいというふうに考えてるところでございます。以上で農林振興課の補正予算の説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 商工観光課関係の説明をさせていただきます。まず18ページをお開きいただきたいと思いますが、目1商工総務費でございますが、節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム等補助金ということで、500万円を計上させていただいております。これにつきましては、平成26年度に消費税が5%から8%になったというようなことから、申請額、件数共に落ち込んでおるところでございます。このことから、大工さん達の仕事が減ってきたものというふうな推測のもとに、今回限度額を20万から50万に引き上げるというようなことで、50万の10件分の増額させていただくというようなことでございます。ちなみに、今までのリフォーム補助金につきましては、1,000万の予算計上しております。それからその下でございますが、目3駅前整備事業費、節15工事請負費でございますが、これにつきましては、駅前整備の中で、NTTの電柱がなかなか抜けなかったということでございますが、それが今回抜けたというようなことから、今までやろうとしておった、工事の残工事分を今回予算計上したものでございます。場所につきましては、ポッピー館前の駐車場がございまして、そこ付近が54.51㎡、それから交差点付近の残工事分が25.5㎡でございます。合わせまして80.01㎡を今回予算計上させていただいております。工事内容につきましては、特殊なタイルを張るというようなことで、県工事と合わせて行うというようなことで、県工事の方につきましては、今もう既に着工しておりますが、できるだけ早く着工して、一緒に施工が終了できればというふうに考えておるところでございます。これが419万円でございます。その下でございますが、目1観光費でございますが、節19負担金補助及び交付金、二つございますが、各種まつり補助金、これにつきましては、各種まつりというのが、菖蒲祭りや夏祭りがございまして、この夏祭りの方でございます。人吉球磨の観光大使でございます中原丈雄氏が、過去2年にわたりまして、球磨郡をコンサートされたというようなことでございます。本年度につきましても、8月に山江、錦、あさぎりに来られるということから、あさぎりでは夏祭りに合わせて開催をしたいというようなことで考えておるところでございます。夏祭りにつきましては、8月9日に予定をしておるというようなことから、そのコンサートに関する経費分43万8,000円を予算計上させていただいたものでございます。その下でございますが、熊本観光プラットフォーム構築事業負担金というようなことで、これにつきましては県の事業でございまして、県が今までは九州新幹線の開通にあわせて、観光素材の商品化を行ってきたところでございます。今回市町村にもその門戸を広げるというようなことから、手を挙げたところから行うというようなことであさぎり町では27年度できないかというような相談をかけたところでございます。コースが30万コースから100万コースございまして、単年度で商品化、観光素材の商品化ができるというふうなことは考えておりませんが、二、三年かけまして行うというようなことから、この30万コースでまずは始めさせていただきたいというようなことで、考えておるところでございます。それからその下でございますが、目2緑の街づくり事業というようなことで、菜の花プロジェクト補助金というようなことで、20万計上させていただいております。これは昨年度につきましては、県の補助金をいただきまして、青年団の方で、さとモンプロジェクトという県の補助金でございますが、50万いただきまして行った事業でございまして、岡留周辺に線路沿いに、菜の花を撒いたというようなことで、ちょうど春先につきましては、非常に特に観光列車であります田園シンフォニーの観光客に喜んでいただいたというようなことでございます。昨年度9月28日だったと思いますが、草払いを議員さん方も何人か出させていただきました。お願いしたところでございますが、今年もその県の補助金がとれませんもんですから、町の方

で若干規模を縮小して行くと。町の方でと言うか、町の方で補助金を青年団に出しまして、そして同じような事業をするというようなことで、菜の花プロジェクト補助金として20万円を計上させていただいたところでございます。以上、商工観光課関係を説明させていただきました。

◎議長（橋爪 和彦君） 建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） 建設課分の説明を行います。9ページ歳入をお願いいたします。中ほどの表、款14国庫支出金、目3土木費国庫補助金、道路改良費補助金、減額の5,200万7,000円でございますが、これは平成27年度の道路改良費補助金、補助対象事業費の補助率65%、2億3,205万円、交付金要望として申請いたしました、割り当て内示が4月にありまして、申請額の約78%、1億8,004万3,000円の内示で、5,200万7,000円の減額配分であったため、今回補正を行うものでございます。減額配分につきましては、県下一斉に始まった橋梁補修、それから舗装補修について、各町村からの要望額が大きかったものと考えられます。次10ページをお願いいたします。最下段目2土木債、道路橋りょう債780万円の増額でございますが、先ほど説明しましたとおり、国庫補助金の減額内示によりまして、不足する一部財源を起債で補うため、増額補正をお願いするものでございます。19ページをお願いいたします。1番上の表ですが、目2道路維持費、13委託料、設計委託料の減額800万円、これは橋梁の補修設計委託費の一部減額補正で、当初予算で深田地区のきたぜ橋、牛隠橋の設計費を計上しておりましたが、この2橋につきましては、今年3月、26年度の繰越事業として、国の補正予算がつかまりましたので、当初予算から減額するものでございます。その下の調査設計委託料300万円でございますが、深田地区の広域農道、フルーティロード、荒茂交差点につきまして、地元から改良要望が上がっております。今回の補正で交差点の安全対策に伴う、調査設計を行うための委託料をお願いするものでございます。その下の15工事請負費2,540万円の増額でございます。これは当初予算におきまして、国の交付金を活用して、舗装補修工事1億1,700万を予定しておりましたが、歳入で御説明しましたとおり、交付金の減額配分に伴いまして、舗装工事費2,300万円を減額するものと、各地区からの道路側溝改修、それから道路補修等の要望があつておりますので、その工事費4,840万円の追加補正で、差し引き2,540万円の増額補正でございます。要望があつております主な工事箇所としましては、上地区の今井の集落内道路の拡幅舗装工事費1,000万円、免田吉井地区しまむら横の排水路改修工事費1,800万円、岡原竹野地区舗装補修工事280万円でございます。それから目4道路改良費、減額の1,300万円でございます。このことにつきましても、交付金の減額配分によりまして、上地区の堂の下線歩道整備、それから岡原地区の岡原免田線の歩道整備工事、合わせまして当初7,600万円を予定しておりましたが、施工延長の短縮と事業の見直しにより、今回1,300万円減額するものでございます。次に款7、目1住宅管理費、13委託料、住宅内保全管理委託料269万5,000円ですが、これは上地区の塚之協団地の生け垣植栽委託料をお願いするものでございます。目2住宅建設費、設計委託料360万円につきましては、町営住宅の長寿命化計画によりまして、深田地区の柴田団地の改修設計費としまして、300万円、それから岡原地区の婦津原団地の解体工事の設計委託費60万円、合わせまして360万円の増額補正です。それから15工事請負費300万円につきましては、委託料で説明しましたが、岡原地区の婦津原団地の解体設計委託料をお願いいたしました。設計が終わり次第、住宅の解体を行いたいと思いますので、二戸の解体費用をお願いするものでございます。以上、建設課分につきましての説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。執行部より予算説明を継続します。上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、上下水道課所管分の説明をさせていただきます。歳出予算で16ページをお願いいたします。ページ中ほどの目9簡易水道費、これは簡易水道事業特別会計の補正に伴いまして、事業費の一般財源として、繰出金を計上したものでございます。その下の目11水道費、これは人事異動によりまして、職員に支払われる児童手当が不用となりましたので、それを減額するものでございます。19ページをお願いいたします。最下段の目1下水道費、これは下水道事業特別会計予算の補正に伴いまして、事業費及び公債費の財源として、繰出金を計上したものでございます。上下水道課分、以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 教育課所管について、説明申し上げます。9ページをお願いいたします。まず歳入からでございますが、最下段の目6教育費県補助金でございます。学校体育・健康教育関係研究推進校補助金10万円でございますが、平成27年度から2カ年間、免田小学校が県の食育推進校の指定を受けることとなりました。それに伴います調査研究に対する補助金でございます。続きまして10ページをお願いいたします。中ほどになります。目3雑入でございますが、学校給食・食育推進校補助金20万円でございます。先ほど説明申し上げました免田小学校の食育推進指定に伴いまして、県の学校給食会の方からの調査研究に対する補助金が、交付されたということで20万円を計上いたしております。続きまして歳出の方に20ページをお願いいたします。下段の方になりますけれども、項2小学校費、目1学校管理費でございます。節8報償費の中で、食育講演会謝金3万円と、その下の費用弁償4万円、その下の消耗品費23万円。この3つにつきましては、歳入で説明申し上げました免田小学校の食育推進指定に係る調査研究経費として計上いたしております。今回は調査研究の目的が一緒ということで、県の推薦を受けまして、国のスーパー食育スクール事業の指定も同時に受けることとなりました。内容といたしましては、外部専門家を活用しながら、企業と連携して科学的データに基づく検証を行い、食育の充実を図るとこういう取り組みになります。ただし、文科省の指定につきましては、事業費は県で予算化をいたしておりますので、本予算の方には計上いたしておりません。続きまして節11需用費の食糧費10万円でございます。本年度から各学校に保護者と地域の方々が参加する、学校地域づくり協議会を設置し、教育課題の共有化、またはそれらの解決に向けての話し合い等を行う、熊本版コミュニティスクールに取り組むこととしております。よりスムーズに協議会の推進ができますよう、各学校に自由に使える食糧費ということで、1校当たり2万円の予算措置をしたものでございます。活用例といたしましては、協議会のメンバーの方が子供たちと一緒に給食をとったりする時の、その給食費の負担分に充当したり、色々会議等の飲食費というようなことで、茶菓子代ということで充当をできればなというふうに考えております。続きまして、節14使用料及び賃借料でございます。事務機器リース料6万8,000円でございますが、免田小学校の拡大印刷機が設置13年を経過し、交換部品も製造されていないということから、今回新たにリースとして計上したものでございます。続きまして、節15工事請負費でございます。1,200万円計上いたしておりますけれども、岡原小学校の大プール内の表面塗装の剥離、それとかクラックが見られまして、漏水とか塗装片による怪我の危険性もあることから、今回補修工事を行うものでございます。続きまして、節19負担金補助及び交付金、太陽光発電計量器取替工事負担金73万5,000円でございます。町内小学校に設置しております太陽光発電の計量器の有効期限切れが本年切れとなります。従いまして、その計量器の交換が本年度中に必要になったということから、計上したものでございますが、本年4月以降に交換します計量器につきましては、九州電力の資産となり機

器代については九電が負担をいたします。ただし機器の取り替え費用については、設置者である町が負担することとなっております。本年度対象となりますのは免田小学校、岡原小学校、須恵小学校の3校分でございます。1校当たり24万5,000円ということで、最大の見積額ということで、今回は計上いたしたところでございます。続きまして、21ページになります。項3中学校費、目1学校管理費でございます。節11需用費、食糧費2万円でございますが、これにつきましては小学校同様、学校地域づくり協議会活動を推進するための食料費ということで計上いたしております。その下の設置監理委託料170万円、工事請負費3,000万円についてでございますけれども、あさぎり中学校の既存の普通教室棟につきましては、建築後30年を経過し、雨漏りが多数見受けられております。その屋根の改修を行うための費用ということで計上いたしました。設計額につきましては、当初予算に計上いたしておりますけれども、今回監理委託料と工事請負費として計上いたしたものでございます。続きまして、項4生涯学習費、目1生涯学習総務費でございます。これにつきましては、人件費でございますため省略をいたします。目2公民館費でございますが、公民館等施設整備費補助金44万5,000円を計上いたしております。それぞれ3月の地区総会等を経て、取り組むこととなりました分館の整備に係る補助金ということで、計上いたしております。今回補正で計上いたしましたのは、5分館分でございます。塚之脇につきましては、外壁改修。秋時につきましては、雨戸シャッター。下永里につきましては、トイレ改修の増額分。西別府につきましては、畳取替えとカーテン取り替え。上永里につきましては、倉庫解体撤去ということで、5分館分の事業費に対する補助金として計上いたしました。続きまして、目3文化財保護費でございます。人吉球磨日本遺産活用協議会負担金50万円を計上いたしておりますけれども、先般10市町村の連名で申請し、日本遺産の認定を受けたところでございます。現在文化庁への補助金申請の途中でございまして、日本遺産の活用に向け、管内の自治体、民間の関係団体が一体となって取り組むための協議会を設立いたしました。当面活動資金がないということから、各自治体から均等に50万円を負担支出いたして、年度末に人口割等を考慮し、精算する計画でございます。そのための各自治体の負担金50万円ということで計上いたしております。続きまして、最下段の目2体育施設費でございます。設計委託料といたしまして145万6,000円を計上いたしております。森園サッカー場が平成29年度に人吉球磨で開催されます、県民体育祭のサッカー競技会場に内定いたしましたことから、コート改修に合わせ維持管理上の課題、あわせて今回解消したいと考えております。そのための設計委託料として計上しております。計画しております事業といたしましては、既設の芝の一部張り買え、いわゆるリニューアル工事。それとクレイコートへの芝生の増設、排水側溝の改修、避雷針の設置、ベンチや観覧席の設置等の事業を計画しているところでございます。教育課所管については以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） はい、1番、加賀山です。3点お伺いします。13ページ、企画財政課です。目17、ふるさと寄附金対策についてが1点目です。今回報償費としてお礼の品330万円ということで計上されておりますが、実際にどういう要望が、お礼の品としてどういう要望が多いのか、それと、16ページ、保健環境課です。予防注射について計上してございますが、前回、ワクチンなしの予防接種がありまして、その後1件ずつまわりまして、保護者の方に再度の予防接種の要望があれば対応しますということではございましたけど、今回予算の計上がなかったの、関連になると思いますが、計上してないのはなぜかっていう点が1点です。それと、17ページ、トイレ施設管理費についてですが、11の農業施設の管理費で、先ほどトイレのですね、根っこの話が出ておりますが、結構町内のそういう施設があると思うんですが、定期的なその調査とかってというのがどういう形で行われているのか、把握の状況とかができていますの

か、3点お伺いします。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） ふるさと寄附金の御礼の品ということなんですが、4月から始まりまして、現在までということで、先ほど480万程度の寄附が入ってるというふうな話をさせていただきましたけれども、4月から始まったということで4月初めはイチゴ関係が非常に人気がありまして、それできた経緯があります。その後はメロン関係ですかね、今現在はそういった時期が過ぎておりますので、肉とか、そういった方向で来てるかというふうに思います。年間通じて、季節でとれるものですかね、そういったものについて、要望が高いようです。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） はい、予防接種過誤に対応するところの補正予算の計上がないということですが、対象者の方が選ばれたのが、集団接種の日程に合わせてきていただくということと、それから個別に病院に行って個別接種をされる方ということで、予算としては医薬材料費、ワクチン代ですね。それと、委託料になりますけれども、個別接種医療機関の委託料が必要になることかと思えます。ただし、現在の予算のところでは予算内で対応できるということで今回は補正しておりません。ただですね、インフルエンザのワクチンが、今回今まで3価という3種類の混ぜたワクチンだったんですけど、こっちは4価のワクチンになるということが決まっております。4価になれば当然単価が上がるとは思いますけれども、まだ今のところその金額がわかっておりませんので、その金額がわかればその分の医療機関の委託料も含めてですけども、補正をお願いすることになるかと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） はい、農業施設管理費におけるトイレ等の定期的な検査でございますが、浄化槽の点検とかでございますね、そういったときに報告をいただいたところでございますが、例えば下水道につきましては、特に定期的な検査は行っていないところでございまして、使えない状態になったときに、そこを調査するという形になっておるところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） はい、企画財政課でございますね町内のいろんな農産物についてということでお答えいただきましたが、もし対応ができない場合に、どういう対応を考えていかれるのかなと思ひまして、肉は年間にありますけれども、ぜひお返しをいただくときに、またアンケートをとっていただいて、なるべくたくさんの方にご利益があるようになっていくことで町長の答弁が以前あったと思ひますので、お願いしていきたいと思ひます。それからインフルエンザの件、予防注射の過誤の件ですが、やっぱり私たちはこの予算の分をですね、ただするすると聞くのではなく、以前あったことに対しての後の事後報告っていうのをちゃんと聞きながらチェックしていかなければいけないなと思ひますので、今後、先ほどまたそういう場合が出たときには報告の方をお願いしていきたいと思ひます。あとトイレの件ですが、実は5月の22日、ちょっと地元のことになるんですが、たまたま木でトイレの周りのところをですね、フェンスしてあるところに行きましたらシロアリで非常に危ない状態でしたので、すぐに役場のほうに相談いたしましたら、次の日にはもう触るな危険という文字のカードで対応はしていただいております。なかなか予算計上がすぐにはできるものじゃないかなと思ひますけど、公共の施設の部分に、例えば子供たちがそこにさわって怪我したりとか事故があったりとかということが、またあるのではないかなと思ひますので、やっぱり整備の計画っていうか、定期的なチェックっていうのは必要ではないかなと思ひます。

◎議長（橋爪 和彦君） これは1番2番も全部返事がいつとですかね。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 2番と3番だけお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） はい、事故の発生の報告をいたしましたけれども、その後の対応の報告をするべきだということでございますので、適切に報告するようにしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） はい、トイレのですね、トイレに限らず施設につきましては、職員の方でできるだけまわりたいと思いますが、トイレにつきましては、清掃委託等も行っておりますので、そちらのほうからですね、報告いただくようお願いしたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山委員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） はい、たくさんの方がかかわっていただいているので、それなりの報告も多いと思いますが、できましたら例えば清掃の際に、周辺部もチェックしてくださいとか、再度声かけいただければ、なおさらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、6番、徳永議員。

○議員（6番 徳永 正道君） はい、17ページのですね、農林水産業費の目の12、畜産事業費なんですけれども、今子牛の価格が非常に高騰しております。そういった中で、昨年の暮れでしたですかね、畜産部会との意見交換会の折にですね、子牛のもと牛が非常に高いと、もちろん肥育農家も大変でしょうけれども、優良牛を残していく上において、導入牛のですね、助成金が1頭当たり10万ですかね。そうすると保留牛に関しては6万円と、6万円ですか。5万円ですか。それで、是非ですね、導入牛と同一価格にお願いできないだろうかという要望があったんですね、買うにしてももちろん保留にするにしてもそれはもう一緒じゃないだろうかというような観点からおっしゃったんでしょうけれども、そこらあたりはどのようなふうな思いを持っていらっしゃるでしょうかね。そのいわゆる町長もですね、所信表明の中でですね、畜産事業の推進という項目があるんですけれども、この中で現行の補助事業に加え、町畜産協会と協議をし補助事業を拡充すると、文言が入っておりますから、是非是非そこあたりは、畜産生産者あたりの希望を聞いていただければというふうに思うところでありますが、いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） はい、畜産協会とですね、お話をしながらというのは当然のことだと思っております。今回の補正予算につきましては、導入牛に10万円、保留牛に5万円という部分でですね、今もと牛が高いということで導入したくてもちょっと買えないと、ということで、自分のところの保留するのに、例えば今1頭ずつでございますけれども、導入をしないところには、例えばもう1頭、保留をさせていただきたいとかいう話ございましたので、その分を今回の補正予算で追加したところでございます。保留に対して導入と同じ価格という部分につきましてはですね、畜産協会ともあと財政のほうともですね、相談させていただきながら、考えていくという形になるのかなと考えているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 6番、徳永委員。

○議員（6番 徳永 正道君） 永井議員も一般質問でですね、畜産事業の充実を図ってほしいというような要望がございました。それに対して町長もですね、前向きな御答弁をいただいております。是非是非ですね、やっぱり基幹産業ですから、その内容の充実に対してはですね、積極的な取り組みをお願いしたいところでございます。町長、いかがでしょう。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。そのとおりと思っております。今回ですね、一部補正予算させていただきましたけど、畜産を営んでいただいている方々とは、ときどき話をしながら進めておりまして、まずは今回提案した

内容で提示させていただいて、あとですね、今、この前畜産関係で、この場で指摘もあってましたけど、私も事があるとき、つまり畜産関係の方がいらっしゃるときにはですね、今後の畜産の支援のあり方について今いろいろ聞いております。各市町村ごとに先般も言いましたように、さまざまにその支援の措置が変わってますので、こういったこともですね、よく整理をしてできるだけ近い段階で本当はもっと統一的な取り組み、市町村ごとでの取り組みはできんかなと考えています。いずれにしてもそういった動きを見ながらですね、今の市場の変化等を含んで本当に畜産農家が継続して仕事をしていただけるような取り組みをですね、考えていきたいと思えます。今回の案については、まず提案の内容で進めさせていただいた上で、次の展開は再度もう少し検討していくということできょうのところは答弁とさせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、11番です。2点お伺いいたします。ページが12ページになります。中学校の漏水箇所を発見した上での修理についてでございます。もう一点21ページのカントリーパークの管理の件に関して質問いたしますけど、始めにですね、岡原中学校の漏水が発見されて、ようやく修繕の段階に入るということでございますが、どこ辺に、なかなか発見が難しかったって言われた場所なんですけど、その発見した場所がどこなのか、そして、今後、学校として使用してきた場合は管路を全体に張りめぐらす必要があるんでしょうけど、かなり老朽化してきますと、またどこから漏水するかわからない状況で、今度は今工場に使っていただいておりますけど、必要なところにやっぱり管は配管してだからその今後そういう無駄がないように、単なるその対症療法的に修理をしていくのか、それとも学校に使ってたみたいな管路の修理をずっとしていくのかまずはその点について一点伺いたいと思えます。次はカントリーパークが維持管理の課題解消ということとあわせまして、芝生面積もかなり増設されるようでございますが、この年間の維持費に関する金額は、今後来年度に向けて増額される予定なのか、以上2点伺いたいと思えます。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） まず1点目についてお答えをしたいと思います。旧岡原中学校で漏水があっただけでなく対応ができておりました。具体的には今回やっとなと申しますか、漏水箇所3箇所、一応特定をいたしております。具体的には駐輪場が1箇所、それから体育館周りで1箇所、教室周りで1箇所でございます。駐輪場につきましてはですね、修繕で対応したほうが安くと申しますか、費用対効果で修繕という対応方法を選んでおります。体育館周りそれから教室等につきましてはですね、修繕というよりも部分的な敷設替え、のほうが結果的にそちらの方が費用対効果がいいだろうということで、そういう業者さんとのですね、協議見積もり等もいただきまして、そういう対応を今回予定をしておるところでございます。今御指摘の、今後、いろんなこういった遊休施設の中で漏水等が出た場合どうするかということで、それはまたケースバイケースで対応を考えるべきことになってくるかと思えますが、基本的にはですね、不必要と申しますかあえて修繕しなくてもいいところはですね、もう止めて、そして必要なところへつないでいくということですね、いいんではないかというふうに認識をしております。ただ先ほど言いましたように、修繕と敷設替えと方法考えておりますが、最終的にはやっぱり個別の部分部分でですね、考えていくべきことというふうには思っております。極力むだのないようにということで、基本的に対応すべきものと考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 森園カントリーパークの新事業についてでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、現在のクレーコートにティフトン芝の増設をいたします。そういったことで、芝管理費が現在の管理費用よりも高くなるということで、維持管理費については、次年度以降現在よりも高額な予算の計上というような形で考えております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 私が心配することなくてですね、その水道管の修理に関しましてもちろんと考えていただいて、全館にただ漏水箇所だけおさえて後また全部に水を流すということじゃないようなことで、安心しております。必要でないところはですね、やはりそういうふうに工場に使われるなら工場向きにやはり配管を将来的に考えておかないと、中学校のとき使ってる分すべて流すとやはりまたもう古くなっている管ですので、漏水する、またそこをおさえていくということで、そういうむだな部分に水を流すことも考えられたもので、この質問いたしました。森園に関しましてね、また、あそこには多分グランドゴルフをされてたところに芝を張っていただくということで、喜ばれると思いますけど、やはり最低限の管理費だと思うんですね今の芝の管理カントリーパークの予算では、今後ともやはり維持管理していただくためには、やはりそのところにも考慮いただきまして、管理していただきたいと思っています。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今回はふるさと基金額が御礼が出ておりますが、このふるさと基金の条例を見ますとですね、今回ちょっと気づいたのは、インターネット等でも寄附をしていただければお返しをしますというのがもう大前提になっておりますですね。そのことによって、多くの皆さん方が寄附をしていただいている。そうであるならば、この寄附金条例を見直しといいますか見直しさんでもこの解釈といいますか、6つの事業があるわけですが、6番目に前各号に掲げるもののほか町長が別に定める事業とあります。で、何が私が言いたいのかといいますと、寄附金をしていただいたその金額の中からお返しをするというのが、すじではないのかなという思いがするわけです。今回は一般財源でお返しをしておられるんで、それが果たして本当にいいのかなって思うんです。だから、条例の中にですね、せつかくありますから私は寄附者に対しましてですね、地域製品のPRの事業、こういったことも1項目入れながらしますと、要は目的には、その地域が活力に満ちたふるさとづくりに資すると、いうことありますんで、地域産品をいろんな形にPRしていくことによって、私は町の活力に相当つながると思うんです。ですから、一般財源からでなくして、寄附金をいただいたその中から出していくのが適当な姿ではないのかなと思います。1回そのふるさと基金には当然入れないかんです。条例がありますから。その中から事業としてお返しをしていく。そういう姿がいいんじゃないのかなと私は思うんですけれども、解釈の違いといいますかね、その辺は明確にしottaほうがいいんじゃないのかなと私は思うんですけれども、でないと、一般財源から出していくのが適当なのかわかりませんが、お答えいただければと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 寄附金の御礼についてなんですが、私ちょっと考えることに、寄附は寄附と、それからお礼はお礼と分けたほうがいいんじゃないかなというふうな感じしております。で、寄附をされる方はその町の先ほど言われたように地域の活性化とか、そういったものを目的として寄附をされるということですし、お礼という、これは町としてその方に対するお礼としてやるというふうなことになるかというふうに思いますので、そこは分けて寄附は寄附でいただいて、そしてお礼という形で、町のほうからすると、このお礼については必ずしなければならないというふうなことにはなってなくて、町の判断でやっていることなんですね。ということであれば、一般財源であさぎり町をPRというか、そういったことにも絡んでくるかというふうに思いますが、そういった特産品を贈ることによってですね。そういうことですので、その区分けと言いますか、そこは基金とそれからお礼のほうと、分けてさせていただければというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） もう最初からお返しをしなければならぬという規定はないと今先ほど、今年から作ったわけですよ、もうお返ししますよと。40%ですか4割近くのものをお返ししますということは、もう明確にしてあるわけです。返さんでもいいですよということではなくして。それは明確にしたわけですよ、今回。そしてなおかつ、じゃ幾らしてもらえば、こういうものをお返ししますよって、単位決めてあるわけですよ。この範囲でいただければ、これだけの物をお返しします。だから希望する人たちも、希望すれば、これだけのものをもらえるんだということをもう皆さん思っておられます。だから、インターネット全国調べていいところに、お返しの中身を見てですね、寄附をされてる方も相当数おられます。ですから私は、そうであるならば、そのお返しの金額の品を一般財源から出すというのが果たしていいのかなって、いう思いがするんです。返さんでもいいよってという話もありますけれども、返しますということを確認したわけですから、その辺を整理されてもいいんじゃないかなと思いますけれども。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

◎議長（橋爪 和彦君） 一つの提案だと思うんですよ。提案といいますか、確かに基金はもらってますからね。そういう中でお返しするというのもできますよね。だから、いずれにしても町にお金が入ってきて、一般財源で出すか、それで出すか、ここはですね、私も少し整理した方がいいと思いますので、少し時間いただけませんですか。県とかですね、いろいろとこと含めて1番いい形にしてみたいと思いますので、一つの考え、してみたらどうかということで、今日は受けとめさせてください。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、8番山口です。実は今回の予算を見させていただいて、全体的に感じたことなんですけども、今年は統一選挙の年ということで、いわゆる骨格予算を組まれて、今回肉づけをされたというふうに思うんですが、全体的な評価をすると愛甲色が出ていないというような感じを受けました。もちろん、7月分の交付税の本算定が終わりませんと、財政の見通しも立ちませんので、そのあたりの事情はあるかもしれませんが、やはり一般的に考えると、骨格予算があって今回は肉づけ予算になるんで、ある程度のメリハリのきいた補正をしていいと私思うんですよ。そのあたりが少し物足りなさを感じました。したがって、今回はこれで仕方ないといたしましてもですね、交付税の本算定が終わりましたならば、9月の補正に向けてですね、いわゆる町長が所信表明をなさったことが、やはり予算に反映されてくるということが、私は今回町長が町民の方々に約束されたことだと思うんですよ。そのあたりの町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 素直に御指摘いただきまして、ありがとうございます。私もですね、今言われたように、もう少し全面的に出していきたいという思いは大きく持っていました。ただやっぱり4月の選挙があつてですね、その間で6月に予算あげて、行う部分については、少し検討に時間が足らんという部分もあつてですね、踏み込みができていないというのは私も感じております。ですから、今地方創生も動いてますけど、そこら辺ですね、町民の皆さんももう少し期待値がある、つまり、もっと動いてほしいという感じを受けてますので、今言われたことはしっかり受けとめてですね、補正であっても、できることはお願いしていくと、予算に出して動きとかけるといふ気合でですね、進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 3番久保です。10ページの中ほどのふるさと寄附金について、これは多いですけど今日は、ふるさと寄附金についてお尋ねします。6月8日で寄附額が487万円ということで、こ

れあたりの実績を見ますと、約年間ではもうざっくり言って2,000万以上は来るだろうというふうな予想がたつわけですが、その中で、今回の補正が600万増の900万円となっております。非常に消極的な部分が見えるのですが、これは何か根拠がありますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） ふるさと寄附金の収入ということなのですが、これについてはいろいろ課内で議論はしました。ただ4月はじめは、イチゴとかそういったものが出てまして、非常に人気があったということで、寄附が非常にこう伸びています。4月で260万程度、それから5月が160万程度ですかね、の寄附をいただいています。そういうことで、今後1年間通したときにどれだけ入ってくるのかというのが非常にこう見通しがつかない状況で、課内でも議論したわけなんですけど、今後、今現在入っている金額の倍程度組んでおいて、そして今後の推移を見ながらですね、また補正をお願いしたいなというふうな気持ちで、今回は、補正を上げさせていただいています。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） はい。そしたらですね、どんどん補正が出ていくような形で、出るような形でやはり魅力的な産品が並ぶように、努力していただくようお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案第8号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第6、議案第8号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第8号を提案いたします。平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）平成27年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,661万7,000円とする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細の内容につきましては、担当課長より説明申し上げますので、審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。まずもってすいません。訂正をよろしいでしょうか。先ほど町長が朗読しました、平成27年度あさぎり町特別会計補正予算（第1号）の、1ページ2段目ですけれども、申し訳ございません。これも本当に初歩的なミスですけれども、平成27年度あさぎり町の介護保険特別「会」が抜けております。会を挿入しましての、補正予算の提案としてよろしいでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） お諮りします。会が抜けているということで、会を加えていただいて原案とすることに異議ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。従いまして、会を入れたものを原案といたします。福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） すいません、申し訳ございませんでした。続いて、説明していきたいと思えます。まず1ページの2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。7ページをお願いします。まず、歳出の方から説明したいと思っております。款4の地域支援事業、目1地域包括支援センター管理費につきましては、人件費の補正でございます。目3任意事業費26万円計上しております。これは介護相談員の謝金として計上しておりますけれども、この設置の目的は介護サービス事業所等で利用者の話を聞き、相談等に応じる活動。それから定期的に相談員を派遣することにより、利用者等の疑問、不満または不安の解消及び介護サービスの質的な向上を図ることを目的に設置するものでございます。相談員2名分の謝金として26万計上するものでございます。6ページをお願いします。歳入でございますけれども、先ほどの歳出の増減補正がございましたけれども、それに伴います国39%、県19.5%、残り町負担を計上したものでございます。款3の国庫支出金で3万6,000円、款5県支出金で1万8,000円、款8で繰越金で3万8,000円を財源として補正するものでございます。以上で補正予算について説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第7、議案第9号、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第9号を提案いたします。平成27年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）第1条、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。以下、詳細の内容につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。1ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款、事業収益、補正前の額6,989万7,000円。補正額158万円、計7,147万7,000円。支出、科目、第1款、事業費用、補正前の額6,797万7,000円、補正額597万2,000円の減、計6,200万5,000円。次ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,241万7,000円は、過年度損益勘定留保資金1,144万4,000円、減債積立金439万7,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額657万6,000円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款、資本的収入、補正前の額4万5,000円、補正額7,070万円。計7,074万5,000円。支出、科目、第1款、資本的支出補正前の額742万7,000円、補正額8,573万5,000円、計9,316万2,000円。次ページをお願いいたします。企業債、第4条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道整備事業、限度額6,470万1,000円。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借款することができる。第5条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額2,093万5,000円、補正額210万3,000円の減、計1,883万2,000円。第6条、予算第7条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。科目、他会計補助金、補正前の額42万円。補正額42万円の減、計0円です。詳細につきましては、11ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入でございます。目2他会計補助金、これは職員の異動により職員にかかる児童手当に要する経費が不用となったため、減額するものでございます。目3消費税還付金、配水管敷設替工事等の実施を補正で行いますので、仮払消費税が仮受消費税より多くなり、消費税及び地方消費税が還付となる見込みとなったため、計上するものでございます。次ページをお願いいたします。支出でございます。目4総係費は職員の給与にかかわるものでございます。目2消費税及び地方消費税、これは消費税及び地方消費税が還付となる見込みのため、当初予算を全額減額するものでございます。次ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。目1企業債、これは敷設替工事の財源としての企業債の借入れ額を、計上したものでございます。その下の目1工事負担金、としまして、配水管の敷設替えに伴いまして、消火栓10基分の工事負担金を消防の方から負担いただくものでございます。14ページをお願いいたします。支出でございます。目1配水設備整備費の節1工事請負費として、お手元に配っております、資料の1ページの太線部分ですが、久鹿及び二子地区老朽化した配水管敷設替え2000mと、それに伴う消火栓及び給水管の敷設替えの工事としまして6,850万円。あさぎり駅前交差点改良工事に伴います、玉屋横の里道入り口から、上村石油までの国道部分を、配水管の敷設替工事費としまして133万5,000円でございます。節2委託料としまして、工事費であげました久鹿及び二子地区の配水管敷設替工事等に伴います、測量設計業務の委託を計上したものでございます。8ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。1の業務活動によるキャッシュフローとしまして、2,431万7,000円。2の投資活動によるキャッシュフローとしまして、8,272万2,000円のマイナス。3の財務活動によるキャッシュフローとしまして、6,030万5,000円。資金増加額190万円。資金期首残高1億6,366万7,000円。資金期末残高1億6,556万7,000円。次ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。資産の部、資産合計としまして、5億9,160万5,091円。負債の部の負債合計としまして1億6,386万9,715円。資本合計としまして4億2,773万5,366円、負債資本合計5億9,160万5,081円で、負債資本合計と資産合計が同一となっております。水道事業特別会計補正予算説明は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第8、議案第10号、平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第10号を提案いたします。平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）平成27年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,317万円とする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。1ページの第1条、第2項から読み上げさせていただきます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、まず7ページの歳出の方から説明をさせていただきます。目1一般管理費は、職員の異動に伴う給与費等の補正でございます。その下の目1建設費は、節15工事請負費としまして、資料2ページのこれは上川北地区の整備をした区域を表示しているだけでございますが、その上川北地区の整備完了によりまして、地区内の整備前に設置されておりました不用となった仕切り弁55カ所、消火栓21カ所の撤去工事としまして、66万円。資料3ページの柳別府地区で、配管状況が不明な既設配水地間約50メートルでございますが、敷設替155万円でございます。目2維持管理費は、節15工事請負費として、岡原第1及び皆越浄水場軟水化装置の樹脂の入れ替え90万2,000円、上南浄水場周りのフェンスが腐食して、倒壊寸前の部分がございますので、取り替え工事としまして158万円、上南浄水場観測ろ過地の、ろ過の入れ替え工事を昨年度1地行っておりますが、残りの1地につきまして、ろ過の入れ替えを行うものでございます。1,349万9,000円を予定しております。説明は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第10号を採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第9、議案第11号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第11号を提案いたします。平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第1号)27年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,306万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億905万円とする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細の内容につきましては、担当課長より説明申し上げます。審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。まず1ページの、第1条2項から読み上げさせていただきます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条地方債の変更は「第2表地方債補正」による。それでは3ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございます。平成27年度下水道事業の建設債を1,770万円増額、資本費平準化債を170万円減額し、限度額の計2億3,930万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。歳入歳出につきまして、7ページの歳出から説明をさせていただきます。目2下水道維持費の主なものとしましては、給与関係の補正と、節11需用費としまして、深田内山地区にありますマンホールポンプ場のポンプが1基と水位計が現在故障しておりますので、その修繕料として159万円を計上するものでございます。節23償還金利子及び割引料としまして、下水道受益者分担金の過誤納付金還付加算金の返還金として、計上したものでございます。これは、下水道受益者分担金の徴収猶予の取り扱いを協議した中で、建物等の建っていない土地につきましては、賦課が無効だろうということで判断しております。そのために、既に3件のそういう土地の納付がございましたので、それについての還付をするための、予算を計上したものでございます。目4下水道建設費の主なものとしましては、節13委託料として須恵文化ホール駐車場の一角に、JAが建設を予定されております、福祉施設への污水管渠築造工事にかかる測量設計240万円と、須恵石坂地区下水道污水管渠築造工事に係る測量設計120万円でございます。節15工事請負費として、JA建設予定の福祉施設への污水管渠築造工事費800万円、須恵石坂地区下水道污水管渠築造工事800万円、上永山地区污水管渠築造工事1,290万円でございます。施工カ所につきましては、資料の4ページに記載しております。節19負担金補助及び交付金として、球磨川上流流域下水道建設事業費が、国の補助金の内示によりまして、耐震補強等の工事を予定していたものが予定できない状態になりましたので、当初の予定より696万2,000円を減額することとなったため、負担金を減額するものでございます。最下段の目1元金は、地方債から一般財源へと財源の組み替えを行うものでございます。6ページをお願いします。歳入でございます。目1下水道事業一般会計繰入金は、歳出補正に伴う一般財源として、一般会計から繰り入れをしていただくものでございます。その下の目1下水道事業債は、単独事業に係る下水道事業債の1,770万円の増と、資本費平準化債を170万円減額するものでございます。説明は以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第10、議案第12号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第12号を提案いたします。平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算(第1号)平成27年度あさぎり町の上財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ317万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,973万4,000円とする。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細の内容につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) 平成27年度上財産区特別会計補正予算書1号の説明をさせていただきます。まず1ページから、引き続き読ませていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、6ページからお願いしたいと思います。歳入からとなります。目1財産区使用料でございますが、山林監視及び作業員につきましては、4月から森林組合に委託したところでございますが、車両予備費につきまして、貸付を行っているところでございます。この貸付料につきまして、使用料ではなく財産収入で計上すべきでございましたので、中段の目1財産貸付収入へ組み替えを行うものでございます。次に、目1県補助金の、節1財産区補助金の造林事業補助金でございます。これは町有林と同じく当初予算では補助金を1,667万1,000円ということで見込んで計上しておりましたが、1,224万3,000円、26%の減ということで、内示となりましたので、442万8,000円を減額するものでございます。間伐等森林整備促進対策事業補助金につきましては、県の単独事業となります。通常切り捨てる間伐材を活用し、搬出することで、バイオマス等へ活用しようとするものでございます。今年度計画している造林事業の中では、財産区分につきましては、面積が不足しますので、14ヘクタールほど間伐面積を追加して、実施するものでございます。基金繰入金につきましては、財産区の財政調整基金繰入金460万7,000円を、造林事業補助金が減額となりましたことで、財源が不足するために繰り入れるものでございます。歳出につきましては7ページとなりますが、目1財産造成管理費の、造林委託料317万9,000円でございます。間伐等森林整備促進対策事業補助金として、県が行う平成26年度補正の経済対策による今年度限定の事業となりますが、35年生以下の保育間伐を行い、通常は切り捨て間伐となるところを出荷することで、バイオマス等へ活用するというものでございます。約14ヘクタールを追加予定とし、18ヘクタールで実施するという計画でやっております。以上で、上財産区特別会計予算の説明を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第7号～日程第14 報告第10号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第11、報告第7号、平成26年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてから、日程第14、報告第10号、平成26年度繰越明許費繰越計算書下水道事業特別会計の報告を一括して行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第7号、平成26年度繰越明許費繰越計算書、下記のとおり報告します。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。報告第8号、平成26年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、下記のとおり報告いたします。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。報告第9号、平成26年度繰越明許費繰越計算書、簡易水道事業特別会計を下記のとおり報告します。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。報告第10号、平成26年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計、下記のとおり報告します。平成27年6月9日提出、あさぎり町長愛甲一典。各報告内容について、詳細の内容については、各担当課長より報告いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成26年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の分について、説明をいたしたいと思えます。説明の内容についてなんですが、翌年度繰越額一般財源が同額の場合は、一般財源の部は、読み上げを割愛させていただきたいと思えます。それから事業の繰り越しの理由についても、割愛させていただきたいというふうに思えます。それではまず最初に、庁舎改修事業についてですが、翌年度繰越額ですが7,937万7,000円。財源の内訳ですが、地方債が4,210万円。これは合併特例債です。それから、その他3,713万8,000円。これは公共施設整備事業基金をあげております。それから一般財源が13万9,000円となっております。次に地域情報通信基盤整備推進事業防災告知設備設置工事145万8,000円です。次に個別受信機追加工事を41万1,000円。次に人口ビジョン・総合戦略策定事業、これは地方創生関係ですが、繰越額は1,282万7,000円。国県支出金が1,000万、一般財源が282万7,000円。次に生活応援商品券事業、これも地方創生です。1,958万2,000円。国県支出金が1,544万8,000円、一般財源が413万4,000円。次に、子育て応援商品券事業、これも地方創生です。845万円。国県支出金が254万円、一般財源が591万円となっております。次に、経営体育成支援事業助成金4,763万3,000円。国県支出金で4,763万3,000円となっております。農業施設管理費修繕料56万3,166円。農業支援センター事業、地方創生関係です。494万3,000円、国県支出金が400万、一般財源が94万3,000円。おまけ付き商品券発行事業助成金、地方創生関係です。2,250万円、国県支出金で2,250万円。販路開拓強化事業、地方創生関係です。1,457万1,000円、国県支出金で1,257万1,000円、一般財源200万です。観光振興対策事業、これも地方創生です。687万、国県支出金が611万8,000円、一般財源が75万2,000円。結婚子育て支援事業、これも地方創生です。550万5,000円、国県支出金で550万5,000円。道路維持事業500万円、橋梁補修事業2,210万、国県支出金が990万円、地方債810万、合併特例

債もある予定です。一般財源が410万。道路改良・歩道整備事業3,518万4,300円、国県支出金が1,300万円、地方債が2,020万、これも合併特例債です。一般財源が198万4,300円。特別支援学級備品購入費43万6,000円、給食センター設備修繕費128万4,000円、公共土木施設災害復旧事業80万円、翌年度繰越額合計ですが、2億8,949万4,466円。国県支出金が1億4,921万5,000円。地方債の合計が7,040万円、その他の財源として3,713万8,000円、一般財源が3,274万1,466円となっております。以上報告いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 報告第8号、平成26年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、配水設備整備事業、予算計上額590万円、支払義務発生額354万6,272円、翌年度繰越額139万5,360円、左の財源のうち、損益勘定留保金額139万5,360円、不用額95万8,368円、説明としましては、吉井地区の国道に配水管を敷設する工事で、国道を交通規制する際の交通誘導員が、交通誘導警備業務検定合格警備員を1人以上配置する必要がありましたため、その確保が困難であったため、繰り越しをしたものでございます。次の報告第9号、平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。款2事業費、項1事業費、事業名、配水管敷設替工事、金額として770万9,000円、翌年度繰越額769万2,000円、左の財源の内訳としまして、既収入特定財源64万8,542円、これは消火栓の負担金を前もっていただいたものでございます。一般財源としまして704万3,458円でございます。次の報告第10号、平成26年度繰越明許費繰越計算書でございますが、款1事業費、項1事業費、事業名、污水管渠築造工事、金額6,700万円、翌年度繰越額6,562万4,656円、左の財源内訳としまして、国県支出金2,474万2,613円、地方債3,780万円、下水道事業債でございます。一般財源としまして308万2,043円、以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 報告が終わりました。それぞれについて質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第15 同意第1号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第15、同意第1号、あさぎり町監査委員の選任同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第1号、あさぎり町監査委員の選任同意について、あさぎり町監査委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めます。平成27年6月15日提出、あさぎり町長愛甲一典。選任お願いする方の、住所、氏名等です。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東186番地、氏名、山本司、生年月日、昭和27年2月24日生まれ、提案理由でございます。あさぎり町の監査委員を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。以上、同意提案を申し上げますので、どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員数は15人です。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、立会人を指名します。立会人に1番、加賀山議員。2番、橋本議員を指名します。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。異状なしと認めます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 開票を行います。加賀山議員、橋本議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票の結果を報告します。投票総数15票。有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成14票、反対1票、以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第1号あさぎり町監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

日程第16 同意第2号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第16、同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第2号、あさぎり町教育委員会委員の任命同意について、あさぎり町教育委員会委員を次のとおり任命したいので、議会の同意を求める。平成27年6月15日提出、あさぎり町長愛甲一典。同意を求める方の住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵622番地2、氏名、澤田光徳、生年月日、昭和29年11月6日生まれ、提案理由でございます。あさぎり町教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定より、議会の同意を求めるものであります。以上、提案いたしますので、審議の上可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） はい、前のときも言えばよかったですけど、略歴等についてちょっと御紹介いただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。略歴を申し上げます。昭和48年3月31日、県立球磨農業高等学校卒業、職歴でございます。昭和48年4月1日、中球磨構造改善事業組合、に入られてます。昭和49年4月1日、上球磨消防組合のほうに入られております。そして、平成20年10月1日、上球磨消防組合の消防課課長補佐。平成23年4月1日に同副署長、平成24年10月1日、同消防課課長。平成25年4月1日、同消防長。そして、平成27年3月31日をもって退職をされています。以上、簡単ですが報告いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員は、議員数は15人です。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、立会人を指名します。引き続き、1番、加賀山議員。2番、橋本議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。異状なしと認めます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありますか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 開票を行います。加賀山議員、橋本議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票の結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成15票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意については、同意することに決定しました。

日程第17 同意第3号～日程第21 同意第7号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第17、同意第3号から日程第21、同意第7号までのあさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、関連がありますので、一括議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第3号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求める。平成27年6月15日提出、あさぎり町長愛甲一典。選任いただく方の住所、球磨郡あさぎり町上東1,369番地の4、氏名、藤川友行、生年月日、昭和26年12月20日生まれ、同意第4号、同意いただく方の住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東4,023番地、氏名、中野慎一郎、生年月日、昭和23年7月24日生まれ、同意第5号、同意いただく方の住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北68番地、氏名、永椎浩二、生年月日、昭和22年1月23日生まれ、同意第6号、同意いただく方の住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵4,837番地、氏名、佐藤祐恵、生年月日、昭和42年3月28日生まれ、同意第7号、同意いただく方の住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田東2,373番地、氏名、田山忠、生年月日、昭和24年9月24日生まれ、提案理由でございます。あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。以上、提案申し上げますので、同意をいただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） ただいまの町長の提案理由に、若干の補足追加をさせていただきます。まず同意3号、藤川さんにつきましては、住所の行政区といたしましては、永山地区になります。今回新任ということをお願いいたします。それぞれの現在の職業または職歴等も若干御説明いたします。藤川さんにつきましては、現在専業農家として、主に葉たばこの生産ということで、農業に従事をいただいております。同意4号、中野さんにつきましては、行政区といたしましては築地地区でございます。今回再任という形をお願いいたしております。職歴につきましては、球磨衛生設備管理公社に30年間ほど在職されまして、平成24年7月24日に退職をされておられる方でございます。同意第5号、永椎さんにつきましては、同じく住所の行政区といたしましては、別府地区になります。今回再任をお願いをいたしましたところでございます。職歴といたしましては、熊本県の方の職員さんとして、42年間在職されまして、平成19年3月31日に御退職をされております。同意第6号、佐藤祐恵さんにつきましては、今回新任ということで、お願いをするものでございます。行政区といたしましては、屯所地区でございます。現在専業農家といたしまして、主にイチゴ等の生産に従事をされております。

○議員（15番 久保田 久男君） トマト。

●総務課長（小谷 節雄君） トマト等の生産をされておるようでございます。同意第7号、田山忠さんでございますが、行政区といたしましては庄屋地区になります。今回再任という形をお願いをするものでございまして、職歴といたしまして、人吉球磨広域行政組合に39年間在職されまして、平成22年3月31日に

御退職になられておるところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、これから同意第3号から同意第7号までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。同意第3号から同意第7号まで討論がなければ直ちに採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。同意第3号から同意第7号まで討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで、同意第3号から同意第7号までの討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案別に採決を行います。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は15人です。次に、立会人を指名します。同意第3号から同意第7号まで、引き続き1番、加賀山議員、2番、橋本議員を指名します。同意第3号から同意第7号の投票用紙を配ります。なお、投票用紙は同意第3号から同意第7号まで、1枚の用紙となっています。念のため申し上げます。本案に賛成の方は、それぞれの欄に賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 開票を行います。加賀山議員、橋本議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 同意第3号の投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成15票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

◎議長（橋爪 和彦君） 同意第4号の投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成15票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任に選任同意については、同意することに決定しました。

◎議長（橋爪 和彦君） 同意第5号の投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成15票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第5号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

◎議長（橋爪 和彦君） 同意第6号の投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成15票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第6号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

◎議長（橋爪 和彦君） 同意第7号の投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成15票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第7号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

日程第22 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第22、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

◎議長（橋爪 和彦君） 諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって

指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。

◎議長(橋爪 和彦君) 指名推薦名簿は配付のとおりです。選挙管理委員には鶴田稔彦君、丸山春美君、北川一之君、福永喜一君、以上の方を指名します。

◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました鶴田稔彦君、丸山春美君、北川一之君、福永喜一君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

◎議長(橋爪 和彦君) 次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、村山幸典君、第2順位、尾方光秀君、第3順位、愛甲栄二君、第4順位、沖松学君、以上の方を指名します。

◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました第1順位、村山幸典君、第2順位、尾方光秀君、第3順位、愛甲栄二君、第4順位、沖松学君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(橋爪 和彦君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年度あさぎり町議会第2回会議を閉会します。

●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立願います。礼。お疲れ様でした。

午後 2時52分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 橋爪 和彦

署名議員 徳永 正道

署名議員 豊永 喜一